

平成 30 年 12 月 17 日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理 事 長 田 村 公 伸
保 険 部 長 川 本 大 作

— 保 険 部 連 絡 —

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修終了証の写しの提出について

平素は本会運営に御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、平成 30 年 12 月 11 日付で国保第 04020023 号【柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修終了証の写しの提出について】が和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課長より発出され、厚生労働省保険局長からの通知の連絡と内容を本会会員への周知依頼がありました。

内容としては施術管理者の要件の特例における研修終了証の写しの提出については平成 30 年度の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の実施状況を踏まえ、

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」
(平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 号第 3 号)

「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号)

について

(要約)

(1) 「1 年以内」とある期間を「平成 31 年 9 月 30 日まで」と読み替えるものとする

(2) 「確約書」について (1) による読み替えた確約書は改めて提出を要しないこと

と取扱うこととしたとの内容の通知です。

詳細及び通知文に関しては本会ホームページの会員ページに掲載いたしておりますのでそちらの方を見て頂きますようお願い申し上げます。